

瀬戸内・松山ツーリズム推進会議
旅行商品造成促進等事業 実施要領の運用について

H29.12.7

<事業内容について> (第2条)

Q 1. 第2条第3号の「その他必要と認められるもの」とは？

A. 成果物を、瀬戸内のHPで紹介することや、瀬戸内が実施するプロモーションに活用することなどを想定しています。

<対象旅行商品について> (第3条)

Q 2. 連携中枢都市圏とは？ (H29.3.31 現在)

A. 広島広域都市圏 (広島市) :

【広島県】 呉市、竹原市、三原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町

【山口県】 岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

(計 11市13町)

松山圏域 (松山市) :

【愛媛県】 伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町 (計 3市3町)

Q 3. C群やD群について、定期便だけでなく、貸切やチャーター便を利用した商品も対象となるか？

A. 対象となります。

<造成・販売負担金について> (第5条)

Q 4. 1号負担金の対象経費は？

A. 取材費 (旅費、カメラマン、画像購入費) ○

広告宣伝費、販売促進費 (印刷費、ポップ制作、新聞折込み、DM) ○

ウェブ制作費 ○

Q 5. 旅行会社が行う視察旅行や研修旅行もこの負担金の対象となるのか？

A. 対象旅行商品の造成や販売等に必要となる費用であれば対象となります。

Q 6. 第1号負担金の判断基準について

- 新規性 従来造成されていた商品の改訂でとどまらず、新規造成の商品
- 周遊性 往路と復路が同じ経路でなく、瀬戸内・松山地域を周遊する商品又は周遊することが選択できる商品
- 地域性 全国商品等ではなく、瀬戸内・松山地域によりターゲットが絞られた商品

- 連泊 瀬戸内・松山地域で、1泊2日以上の商品又は連泊が推奨され選択できる商品
- 観光ブランディング いわゆる商品ページ以外に、瀬戸内・松山地域の観光ブランディングに資するページが1ページ相当以上ある商品
- 販促 パンフレット、ウェブ、店頭、新聞等、販促や露出をどのくらい行うか
- 企画性 上記のほか、トピックや旬の話題や瀬戸ツアーのテーマ等にどのくらい合致するか

Q 7. 1社あたり合計60万円/12ヶ月を上限とあるが、グループ会社がある場合は、それぞれ別に年60万円が上限か？

A. グループ会社を合わせて1社とカウントし、1社あたりの上限を60万円とさせていただきます。ただし、申請いただく商品数に上限はありません。

<調査・分析負担金について> (第6条)

Q 8. 2号負担金の対象経費は？

A. 対象経費という考え方ではなく、提出いただける成果物の内容により負担金額を決定します。

Q 9. 第2号負担金の判断基準について

- パンフレット等制作部数、ページビュー数
- 送客実数、販売総額
- 宿泊に占める連泊率
- 着地商品の販売状況
- 発地別、商品別
- 団体旅行と個人旅行の別
- リアル店舗販売とオンライン販売、代売販売の別
- 前年同月比
- 紙データだけでなく電子データでの提出
- クロス集計、増減の原因分析、今後の宿泊増売策、瀬戸ツアーへの提案等

<申請手続について> (第7条)

Q 10. 問合せ先、提出先、提出方法は？

A. 問合せ先・提出先：瀬戸内海汽船株式会社 営業課 渡部・下田

電話番号 082-255-3342

F A X 番号 082-505-0134

メールアドレス info@setonaikaikisen.co.jp

提出方法：紙及び電子メール（電子データ）とします。

Q 1 1. 申請後から内示までの期間は？

A. 随時受付し、おおむね四半期ごとに締めて、内示を通知します。

瀬戸ツーによる校正は必須としませんので、旅行会社様の責任で制作してください。

Q 1 2. 内示後の手続き

A. 内示の通知書にも記載する予定ですが、

①内示を受けた商品が、「瀬戸内・松山ツーリズム推進会議 旅行商品造成促進等事業」の対象であることを記載してください。（記載場所や文字の大きさは問いません）

②造成された成果物（印刷物）は窓口である瀬戸内海汽船あてに24部（3部×瀬戸ツー8者）以上郵送いただきたいのと、ウェブサイトのアドレスを教えてください。その情報は、瀬戸ツーHPへの掲載、イベント等での告知のほか、瀬戸ツーの営業ツールとして使用させていただきます。

Q 1 3. 申請時の添付書類は？

A. 申請書のほか、次のものを添付してください。

- ・事業の内容が分かるもの（事業計画書、事業概要書、企画書等）
- ・予算が分かるもの（収支予算書等）
- ・昨年度1年間に造成された同等の商品（パンフ等）とその実績が分かるもの

Q 1 4. 瀬戸ツー補助金の補助期間は？

A. まずは2ヵ年を予定しています。

平成29年度商品（H29.12.1以降の新規・改訂版に限る） ○

平成30年度商品 ○

平成31年度商品 未定

Q 1 5. 手続きの概要は？

A. 次のとおり。

- ① 旅行会社が、申請書を提出
- ② 瀬戸ツーが、内示通知書により通知
- ③ 旅行会社が、事業を実施し、実施報告書・請求書を提出
- ④ 瀬戸ツーが、負担金額を決定し、入金する。

<事業の対象外について>（第8条）

Q 1 6. ほかの団体から助成金等を受けている商品は、瀬戸ツーの対象外か？

A. 対象外となるわけではありません。助成金等を受けている部分を除いた部分については対象とします。

Q 1 7. インバウンド商品についても対象か？

A. 要綱に該当すれば対象とします。

Q 1 8. 実績がなくても対象か？

A. 他社の商品と比較して著しく販売数等が低いと認められるものや、誘客につながらないと判断するものについては、負担金を支出しないことがあります。

Q 1 9. この瀬戸ツー負担金の受付期間は？

A. H29.11.6 制度案を発表
H29.11.14 相談開始
H29.12.7 受付開始、随時受付とする。

<その他>

Q 2 0. この瀬戸ツー負担金の総予算額はどのくらいか？

A. 通年で1,000万円を予定している。

Q 2 1. この瀬戸ツー負担金の制度等の改正があった場合はどのように周知されるのか？

A. 瀬戸ツーHPに随時掲載するほか、瀬戸ツー主催の説明会の中や、説明会にご来場いただいた方（名刺をいただいた方）へのメール等によりお知らせします。

<http://setouchi-travelguide.com/jp/>

以上